まだ申請していない方はお早めに手続きを
24年度 私立幼稚園補助金

【対象】私立幼稚園に在籍するお子さん(満3歳児～5歳児)と区内で同居(住民登録をしている)し、補助金の交付基準に該当する保護者の方。区外の私立幼稚園に通園しているお子さんも対象です。

【補助金の種類・金額】▶入園料補助金(24年度に入園し、入園時に区内在住で入園料を支払った方が対象)…上限8万円で幼稚園に支払った金額までを補助(年度内に1回。所得制限なし)

▶保育料補助金(就園奨励費・保育料補助金)…**下表**のとおり(所得制限あり)

※幼稚園類似施設は就園奨励費の対象となら ないため、金額が異なります。

※認定こども園も補助金の対象になる場合があります。

※年度の途中で幼稚園を入園・退園したときや区に転入・転出したときは、月割りの金額になります。

【交付時期】▶入園料補助金、就園奨励費、保育料補助金前期(4月～9月分)…10月末ころ

▶保育料補助金後期(10月～25年3月分)…25年3月末ころ

【問合せ】**学校運営課保健給食・幼稚園係**(第1分庁舎4階)☎(5273)3103へ。

24年度の特別区民税額（世帯の税額合計）	年収の目安 ※家族4人の世帯(給与収入で夫婦と子ども2人)を想定	就園奨励費・保育料補助金の合計額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護	――	480,600円	520,400円	559,400円
非課税	――	450,600円	505,400円	559,400円
所得割非課税	270万円以下	450,600円	505,400円	559,400円
所得割 77,100円以下	360万円以下	346,200円	463,400円	559,400円
所得割211,200円以下	680万円以下	280,100円	425,200円	552,200円
所得割256,300円以下	730万円以下	208,800円	240,000円	240,000円
所得割370,000円以下	1,000万円以下	180,000円	180,000円	180,000円
所得割637,000円以下	1,500万円以下	120,000円	120,000円	120,000円
所得割637,001円以上	1,500万円超	0円	0円	0円

区内の私立幼稚園

▶牛込成城幼稚園(原町3―87)☎(3341)5058

▶伸びる会幼稚園(上落合2―25―19)☎(3361)5020

▶おおや幼稚園(高田馬場2―8―18)☎(3200)7506

▶目白ケ丘幼稚園(下落合2―15―11)☎(3951)2115

▶下落合みどり幼稚園(中落合4―3―1)☎(3953)6112

▶目白平和幼稚園(下落合3―14―25)☎(3954)0448

▶戸山幼稚園(戸山2―7―2)☎(3203)6834

▶四谷新生幼稚園(四谷1―14)☎(3357)7036

▶豊多摩幼稚園(西落合4―8―18)☎(3951)5982

▶淀橋幼稚園(西新宿6―12―37)☎(3342)5568

◆ **年収の目安は参考の金額です**

補助金額は24年度特別区民税の所得割額(地方税法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の金額)の世帯の合計額で判定します。

◆ **同一世帯から幼稚園等に通っているお子さんの人数で金額が異なります**

● 第1子…同一世帯から1人または2人以上が幼稚園に通っている場合の最年長の園児

● 第2子以降…次のいずれかに該当する同一世帯の兄・姉が1人(第3子以降は2人以上)いる園児

▶幼稚園・保育所・認定こども園等に通っている、▶小学1～3年生、▶就学前で情緒障害児童短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している

学校給食調理業務の民間委託

区では、平成16年4月から学校給食の調理業務を民間に委託しています。現在、小学校23校・中学校10校で委託しています。

● **25年度からの委託校**

25年度は新たに花園小・天神小・落合第五小・落合第六小の4校で委託を開始します。委託に際しては学校給食の質や安全に十分配慮し、これまでと変わらず学校の給食室で手作りの給食を提供します。

● **委託事業者の募集**

新規委託校4校・更新委託校4校で募集します(募集期間／9月14日㈮まで)。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】**学校運営課保健給食・幼稚園係**(第1分庁舎4階)☎(5273)3098へ。

こども・教育

工作会「紙コップでけん玉を作ろう」

【日時】9月17日㈪午後2時～2時45分

【対象】5歳～小学生のお子さん、20名(未就学児は保護者同伴)

【会場・申込み】事前に電話または直接、**中央図書館**(下落合1―9―8)☎(3364)1421へ。先着順。

人形劇

【日時】9月22日㈯午後3時～4時

【会場】四谷地域センター(内藤町87)

【対象】幼児～小学生と保護者、95名

【上演作品】「三びきのやぎのガラガラドン」「ポエム・ポエム」(人形劇団ポポロ)

【申込み】9月6日㈭から電話または直接、**四谷図書館**(内藤町87)☎(3341)0095へ。先着順。

親力の向上講座「読書トレーニングで脳トレ」

子どもが本好きになるには、関わる大人の役割が大切です。本離れをする子どもの潜在能力を「読書トレーニング」で引き出し、活性化させましょう。

【日時・会場】▼①9月29日㈯…中央図書館(下落合1―9―8)、▼②10月3日㈬…戸山生涯学習館(戸山2―11―101)、いずれも午前10時～11時45分

【対象】小学生までのお子さんの保護者ほか、各25名

【内容】①は幼児～小学校低学年向け、②は小学校中・高学年向けの教材を使ったワークショップ(講師は①は諏訪志げる・遠田美紀、②は黒木秀子／いずれもNPO法人日本アニマシオン協会)

【申込み】事前に電話または直接、**こども図書館**(下落合1―9―8)☎(3364)1421へ。先着順。①は託児あり(3歳～未就学児・9月17日㈪までに予約・先着10名)。

秋の親子自然体験

【日時】10月13日㈯午前9時30分～午後5時(区役所本庁舎1階ロビー集合・解散。往復貸切りバス利用)

【行き先】稲城ふれあいの森ほか

【対象】区内在住・在学の小学3～6年生と保護者、18組36名

【内容】芋掘り体験・自然散策ほか(雨天時は変更)

【費用】1組3千円(体験費用・昼食代等)

【主催・申込み】往復はがきにお子さんについて記載例(2面参照)のほか学校名・学年、保護者氏名を記入し、9月18日㈫(消印有効)までに**新宿区青少年活動推進委員会事務局**(〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎2階・子ども家庭課内)☎(5273)4261へ。応募者多数の場合は抽選。

予ども ショートステイ協力家庭を募集

子どもショートステイは、保護者の方が急用などで一時的に子どもを養育できない場合に、二葉乳児院(南元町4)か地域の協力家庭で、お子さんを1週間までお預かりする制度です。

区内在住で保育士・教員・看護師等の資格をお持ちの方か、区社会福祉協議会のファミリー・サポート提供会員に登録し一定の条件を満たす方は、協力家庭として登録いただけます。地域で子育て支援をしてみたいとお考えの方は、登録研修(左記)にご参加ください。

【研修日時】9月25日㈫午前10時～午後3時30分

【内容】区の子どもの問題の現状と支援策ほか

【会場・申込み】9月21日㈮までに**地域子育て支援センター二葉**(南元町4)☎(5363)2170へ。

施設

新宿NPO協働推進センター指定管理者選定公開プレゼンテーション

NPO等さまざまな主体の交流・活動支援・参加促進等の事業を通して協働の取り組みを進める新しい施設です。

指定管理者制度を導入し、25年4月に開設します。1次審査を通過した事業者の公開プレゼンテーションです。

【日時】9月10日㈪午前9時30分から

【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、新宿清掃事務所(下落合2―1―1)へ。

【問合せ】**地域調整課管理係**(本庁舎1階)☎(5273)3872へ。

9月20日～26日は動物愛護週間
見つめ直して 人と動物の絆

動物愛護週間は、命ある動物を大切にし、適正な飼い方への理解と関心を深めていただくために設けられています。この機会に、人と動物(ペット)の上手な付き合い方を考えてみませんか。

【問合せ】**衛生課管理係**(第2分庁舎3階)☎(5273)3148・FAX(3209)1441へ。

災害から動物を守るために

区では、平成15年に東京都獣医師会新宿支部と「災害時における動物救護活動に関する協定」を結んでいます。また、各避難所にケージ等の防災用品や「動物救護マニュアル」を配備しています。

ご家庭でも、ペットのための防災用品の準備、避難所でのペットの受け入れ方法など、災害時の対応を確認しておきましょう。

避難所での飼育のルール

避難所では動物由来感染症の発生を防ぐため、人と動物は同居せず、動物専用の避難場所を設置します。

また、ペットの飼い主を中心に「動物救護部」をつくり、給水・餌やり、ケージやトイレの清掃、散歩等を協力して行います。飼い主とともに避難してきた動物だけでなく、飼い主が不明な動物も受け入れ、世話することも必要です。

普段と異なる生活を余儀なくされるため、いつもより慎重にペットと接することが求められます。清潔な状態を維持し、避難所の生活環境の向上に努めましょう。

災害でペットが負傷したら

原則として、飼い主が近隣の動物病院等で治療を受けさせます。

飼い主が不明な動物は、避難所の動物救護部が巡回獣医師または近隣の動物病院等で治療を受けさせるようにします。

講演と警察犬の実演

ペットと防災 その時どうすれば

【日時】9月22日㈰午前10時～12時

【内容】講演(質疑応答あり)、警察犬による災害救助のデモンストレーション

【主催】牛込ワンワンパトロール隊

【会場・申込み】当日直接、高齢者福祉施設・神楽坂(矢来町104)へ。

※ペットの同伴はご遠慮ください。

【問合せ】**衛生課管理係**へ。

ペットの飼い主の方 これからペットを飼おうと考えている方へ
飼うときは責任を持って

犬や猫などのペットが飼えなくなっても、保健所で動物の引き取りや処分は行っていません。また、動物の遺棄は犯罪です。

ペットを飼う前には、住宅環境、家族・近所の状況のほか、将来の生活のこともよく考えてください。15年以上生きる動物もいます。飼い主は最後まで責任と愛情を持って、ペットの面倒を見ましょう。どうしても飼育できなくなったら、新しい飼い主を探してください。

犬を飼うときのルールとマナー

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、「犬の登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。犬の登録と予防注射済みの届け出は、衛生課・特別出張所で受け付けています。

登録すると鑑札が交付され、犬が迷子になったときや災害時でも、登録情報を基に飼い主を特定できます。

また、狂犬病予防注射を受けたときには、区から狂犬病予防注射済票をお渡しします。

最近は、マンションへの入居やドッグラン使用の際に、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着を義務付けている場合がありますので、必ず首輪に付けてください。

犬のしつけ基本ルール

3つの基本ルールを実践し、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

▶犬のトイレは散歩の前に家で済ませる

▶無駄吠えをさせない

▶外に出るときはリード・鑑札・狂犬病予防注射済票を付ける

狂犬病予防パネル展

現在、日本での狂犬病の発生はありませんが、海外からの万一の侵入に備えた対策が重要です。狂犬病の恐ろしさと日本の状況をまとめたパネル展です。

【期間】9月10日㈪～14日㈮

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

【問合せ】**衛生課管理係**へ。

人と猫との調和のとれたまちづくり

野良猫を減らす取り組み

野良猫の増加を防ぐため、地域にお住まいの方・町会・ボランティア等と保健所が協力し、平成13年から「地域ねこ対策」に取り組んでいます。

去勢・不妊手術を行い、野良猫を増やさないようにした上で、地域にお住まいの方が餌やりや清掃等のルールを作り、地域で野良猫を適正に管理しています。

保健所やボランティアは、地域の方の理解を得るために連絡調整したり、適正な管理に関する情報提供をしています。

地域ねこ対策の効果

去勢・不妊手術で猫を増やさないようにするほか、決まった場所で決まった時間に餌をやることで、餌の不衛生な状態を防ぎます。

「地域ねこ対策」をきっかけに、地域のコミュニケーションが活性化したという声も寄せられています。

猫を飼うときのルール

▶**屋内で飼育**

交通事故や病気から猫を守り、失踪を防ぐためにも、室内で飼育してください。

▶**去勢・不妊手術を**

発情期の鳴き声を抑え、マーキングの臭いもなくなります。

▶**身元を表示**

迷子になったときに備え、首輪や迷子札を付けてください。

動物愛護週間中央行事

動物愛護ふれあいフェスティバル

★**ステージイベント・パネル展示ほか**

【日時】9月15日㈯午前11時～午後4時

【会場】隅田公園、隅田公園リバーサイドギャラリー(台東区)

【内容】動物愛護セレモニー、犬のしつけ方相談、動物愛護週間ポスターコンクール入賞作品の展示、ペット写真展、スタンプラリーほか

【申込み】当日直接、会場へ。

★**シンポジウム**

【日時】9月29日㈯午後1時～4時30分

【会場】東京国立博物館平成館大講堂(台東区上野公園13―9)

【内容】飼い主のマナーやしつけの方法に関するシンポジウム「見つめ直して、人と動物の絆～人も動物も幸せに暮らせる社会に向かって」

【申込み】電話で9月28日㈮正午までに日本動物福祉協会☎(5740)8856へ。先着390名。

【問合せ】**同協会**または**東京都福祉保健局環境保健衛生課**☎(5320)4412へ。詳しくは、同局ホームページ(URL http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/)でご案内しています。

ご利用ください

ペットなんでも相談

区内18か所の協力動物病院(東京都獣医師会新宿支部加盟)で受け付けています。ペットの正しい飼い方・しつけ方・健康問題などを、電話でも相談できます。

23年度は、年間で312件の相談があり、犬の相談は154件・猫の相談は120件、そのほかウサギ・ハト・モルモットに関する相談がありました。

お近くの「ペットなんでも相談」協力動物病院の所在地・電話番号等詳しくは、衛生課管理係へお問い合わせください。

動物由来感染症にご注意を

動物から人にうつる病気で、人も動物も重症になることもあります。次のことに心掛け、人間・動物(ペット)双方の健康を守りましょう。

感染を防ぐために普段の生活で気をつけること

★ **過剰な触れ合いは避ける**

細菌やウイルスが動物の口や爪の中にいる場合があります。口移しで餌をあげたり、食器・スプーン・箸などの共用はやめましょう。動物と同じ布団で寝ることも避けましょう。

★ **手を洗う習慣を**

気付かないうちに、動物のだ液や粘液に接触していることがあります。動物に触れたら、必ず手を洗いましょう。

★ **動物の身の回りは清潔に**

入浴・ブラッシング・爪切りなど、小まめに手入れしましょう。ケージや鳥かごは清潔に保ち、動物用のタオル・敷物・水槽等は小まめに洗濯・洗浄しましょう。

★ **ふん尿は速やかに処理**

ふんが乾燥して空中に漂うことで、吸いこみやすくなります。ふん尿は小まめに片付けましょう。

★ **動物の健康管理に注意を**

動物は痛みを訴えることができません。具合が悪そうなら、すぐに動物病院に連れて行きましょう。動物の健康状態に注意することが、人の健康を守ることにもつながります。

「動物の愛護および管理に関する法律」施行令等の一部改正

6月1日に施行されました。主な変更点を紹介します。

犬・猫の夜間展示を禁止

動物のストレス軽減と生活サイクルの尊重を目的に、ペットショップ等での夜間(午後8時～午前8時)の展示が禁止されました。

夜間の犬・猫の販売や接触も禁止され、店内でほかの商品を販売している場合は、「犬・猫をほかの場所に移す」「ついたてやカーテンで隠す」などして、顧客から見えないようにしなくてはなりません。また、犬・猫が休息している施設に顧客が立ち入ったり、カーテン等をめくらないよう表示するなどの対策も必要になりました。

※猫カフェなど、生後1年以上の猫が自由に休息できる設備に移動できる状態で展示する場合、午後8時～10時は規制の対象外です(26年5月31日まで)。

※今回の改正では、日中でも長時間連続して展示する場合は、途中で展示しない時間帯を設けることなども求められています。

動物取扱業の業種の追加

次の業務を行うときは、東京都に登録が必要になりました。

★競りあっせん業…会場を設けて動物オークション等競りの方法で動物を販売する事業者が対象(インターネットオークション等会場を設けない場合は対象外)

★譲受飼養業…有償で動物を預かって飼育する事業者が対象(飼い主探しのためのボランティア活動は対象外)

動物取扱業の登録申請等詳しくは、東京都動物愛護相談センター(世田谷区八幡山2―9―11)☎(3302)3567へお問い合わせください。